

平成28年度 事業計画

I. 事業方針

1. 背景

(1) 法律の施行など

ア. 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする不当な差別を禁止している。また、行政機関に対しては、障がい者から助けを求める意志の表明があった場合に、社会的な障壁を取り除くために必要な変更や調整（合理的配慮）の提供を義務づけている。

イ. 社会福祉法の改正（国会で審議中）

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、福祉人材の確保などを定める。社会福祉法人制度の改革においては、これまでは諮問機関であった評議員会を議決機関とすることや、運営の透明性の確保や財務規律の強化、地域福祉へ貢献することなど定めている。

ウ. 介護保険法改正（平成27年4月施行）

地域の支え合い活動への支援をするために、27年度から地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）に「地域支え合い推進員」、各区社会福祉協議会に「生活支援コーディネーター」が配置された。介護予防・生活支援として、従来のような全国一律の給付から、国のガイドラインに沿って「新しい総合事業」が行われ、神戸市では、平成29年度に向け、準備が進められている。

エ. 神戸市みんなの手話言語条例（平成27年4月施行）

全国で同様の条例の制定が進んでいる。手話を言語としてとらえ、手話の普及や理解の促進を図り、日常的に使える環境の整備をめざす。手話に関する施策の推進、施策のための財政上の措置を取ることを定める。

(2) 兵庫区における状況

神戸市では、神戸市全体の基本計画として「2020ビジョン」を策定している。これと連携し、兵庫区では、「やさしさと思いやりのまち 兵庫」をめざし、2016（平成28）年度より、2020（平成32）年度までの、新たな「兵庫区計画」を作成している。区の個性や特性を活かし、区民の生活に密着した分野を中心に、地域活動が盛んで人情味あふれる区民との協働と参画のもと、まちづくりを進めていく。

2. 3つの事業方針

兵庫区社会福祉協議会においては、「つながり、支え合う福祉のまち」をめざして、地域の関係機関や団体と連携し、地域福祉活動への支援や福祉意識の啓発、情報提供などを進める。そのために、以下の3つの方針で事業に取り組む。

- (1) ともに支え合う福祉のまちづくり
- (2) ボランティア活動の推進と活動の基盤づくり
- (3) 地域を支える福祉のこころづくりと援助活動

II. 事業計画

1. 28年度における新たな取り組みなど

- (1) 地域福祉ネットワークの1名増員、2名配置とし、保護課に設置されている「くらし支援窓口」との連携を強化

既存の制度やサービスでは解決できない複合化した、地域におけるさまざまな福祉課題について、地域の関係機関や団体と連携して、解決に向けたネットワークづくりを行い、地域での支援の仕組みづくりなどに取り組む。

28年度は、地域福祉ネットワークを1名増員し、2名配置とする。特に、生活困窮者支援として、保護課に設置されている「くらし支援窓口」との連携を強化する。

(2) 介護保険制度における「協議体」の設置、運営

介護保険法改正（平成27年4月施行）に基づき、介護予防・生活支援として、地域ごとに、多様な担い手による「新しい総合事業」が行われる。

高齢者が求める生活支援の内容や課題などについて、利用者である地域の方々、介護予防・生活支援サービスに関わる事業者、あんしんすこやかセンター等との情報共有や話し合いの場としての「協議体」を設置、運営する。

(3) 障がいのあるの方々への理解の促進と支援活動

ア. 手話出前講座等

手話入門講座（平成4年から。4月～9月20回講座、1回2時間ほど）やこども手話教室（平成4年から。春休みと夏休みに1回、1回2時間）を従来から行っている。

神戸市みんなの手話言語条例の趣旨を踏まえ、区民の方々に手話に興味・関心を持っていただくために、地域の方々の会合などにおいて、行政、関係機関や団体と連携し、手話出前講座等を行う。

イ. ボランティアセンター事業として、障がいのある児童の支援

区ボランティアセンターに対し、兵庫区内の小学校から、障がいのある児童の学校生活における支援を行うボランティア派遣の依頼があった。派遣に先立ち、専門家による講習会を昨年度開催し、小学校に派遣した。障がいのある児童の学校生活の支援を行うボランティアを、「ひょうごっ子サポーター」として、支援活動の充実を図るため、新たなサポーターを養成するとともに、スキルアップ研修や小学校とサポーターの交流の機会を設ける。

(4) 善意銀行の広報の強化など

ア. 広報の強化

より多くの方々の「社会のために役立ちたい」という温かい思いが、善意銀行を通じて福祉の推進の大きな力になるよう、より一層広報活動を行う。

イ. 永続的な活動を図る取り組み

「預託額に見合った払出額」を旨とする計画立案する。

あわせて、払出し先に対して、善意銀行の現状への理解を求める取り組みを行うとともに激変緩和措置の計画を立案する。

ウ. 善意銀行の新たな活動として、家庭に埋もれた食品を持ち寄って

善意銀行では、これまでも、お米など物品での預託をいただいている。これをさらに発展させ、兵庫区内において家庭に埋もれた食品を持ち寄っていただく「もったいない！を『ありがとう🍴』にかえよう！！」事業として行う（「フード・ドライブ」活動）。区内の母子や児童の施設、更生施設、学習支援の取り組み団体等へ提供する。

持ち寄っていただく機会としては、5月のはっぴいひろば会場、夏の地域でのお祭り会場、10月の福祉・健康フェア会場などに、善意銀行のブースを設ける。

(5) 兵庫区社会福祉法人等連絡協議会との連携

改正社会福祉法案では、社会福祉法人の地域社会における公益的な取組が求められている。

兵庫区内では、社会福祉施設を運営する社会福祉法人等によってつながりを深めながら社会貢献を推進していくことを主旨として、平成28年3月に兵庫区社会福祉法人等連絡協議会が設立された。情報交換や研修活動を協力しながら行う。

2. 3つの事業方針その①：ともに支え合う福祉のまちづくり



・・・赤い羽根共同募金配分金を活用した事業

(1) 地域福祉の推進

ア. 地域におけるさまざまな福祉課題についての実態把握

イ. 複合化した福祉課題等への相談機能の充実

個々の生活課題からニーズを明確にし、支援の仕組みづくりにつなげる。

ウ. 保護課に設置されている「くらし支援窓口」との連携の強化

エ. 世代等を越えた人と人とのつながりづくりの実施

(2) 高齢者福祉の推進

介護保険法の改正に伴い、平成29年度から始まる「新しい総合事業」に向けた「協議体」の設置・運営など基盤整備を行うとともに、地域の住民間での支え合い活動が継続できるよう支援していく。



ア. ひとりぐらし高齢者等の見守り活動への支援

(ア) 友愛訪問活動への支援

(イ) ふれあい給食会活動への支援

イ. 高齢者見守り調査の実施

ウ. 地域支え合い推進事業の実施

(ア) 生活支援コーディネーターの配置

(イ) 「協議体」の設置・運営

(ウ) 地域支え合い推進員の活動支援、連絡会の開催

(エ) コミュニティサポートグループ育成支援事業の実施

(オ) 高齢者自立支援拠点づくり事業（あんしんすこやかルーム）の実施

エ. 地域見守り体制支援事業の実施

(ア) テレホンサポート事業の実施


(イ) ふれあいネットワーク活動推進事業の実施




オ. 車いす貸出事業の実施

(3) 障がい児（者）福祉の推進

障がい児（者）が、自分らしく心身ともに健やかな生活を送ることができる地域を目指し、兵庫区福祉団体連合会や兵庫区自立支援協議会をはじめとした関係機関と連携を図り、障がい児（者）福祉の推進に取り組む。また、障害者差別解消法の施行に伴い、地域における障がい理解がより一層進むよう、広報・啓発に努める。

-  ア. 障がい者サロン「ハートンサロン」の開催（隔月、年6回開催）
28年度は開始より10周年を迎える節目となるので、障がいのある方々と子どもたちとの交流によって体験的な障がい理解の促進を図る。

-  イ. 障がい児（者）団体、障がい者作業所等の活動支援

ウ. 兵庫区自立支援協議会への参加

(4) 子どもの健全育成

すべての子どもたちが安心してすごせる環境づくりをめざして、児童館のもつ地域における子育て機能を活かし、関係機関や子育て支援者と連携を深めることによって地域における子育てネットワークが推進されるよう支援するとともに、子ども・子育て全般に関わる地域の福祉活動を支援する。

ア. 区内児童館の活動支援

(ア) 子育てコーディネーターによる巡回相談や支援、および研修の実施

新(イ) 小学生版の「お弁当ひろば」のモデル開設

子どもたちの孤食を防止するために、モデル児童館において、学校長期休業日や土曜日に放課後児童クラブの児童以外の児童も昼食（持参した弁当など）を食べられるようにする。

イ. 神戸市社会福祉協議会が指定管理を受けている児童館・学童保育コーナー・放課後こどもひろばの管理運営

(ア) 放課後児童クラブの19時延長保育の実施

平成28年9月より、全児童館・全学童保育コーナーにおいて開始

(イ) 放課後児童クラブの高学年（4～6年生）受け入れの拡大

(ウ) 児童館子育てコミュニティ育成事業の推進

ウ. 地域の子育て推進事業の実施

(ア) 子ども「防犯ウォッチ」

目的 区民の防犯意識の向上及び防犯弱者を見守る意識の向上

対象 区内児童館8館のうち4児童館の子ども及び支援者

内容 27年度における児童防犯専門家による研修、児童館を中心とした地域で実施した内容を生かし、実施する。

(イ) 出前児童館「ハートンママカフェ」

期日 概ね小学校の夏休み期間 地域福祉センター等
児童館で午前実施している乳幼児対象事業が実施できないため
対象 区内の乳幼児親子
内容 親子遊び、世代間交流など

(ウ) 児童館合同事業、子育て支援大規模事業の中止

- a. 従来実施している児童館の合同事業である「子どもサマーフェスタ」(8月開催)、「すこやかクラブ・みんなであそぼ」(11月開催)、また子育て支援の大規模事業「兵庫区地域子育てフェア」(9月開催、27年度は12月開催)を中止する。
- b. 児童館合同事業の中止をするのは、放課後児童クラブの19時延長保育を、28年9月より全児童館・全コーナーにおいて開始することや、さらに放課後児童クラブの高学年(4~6年生)受け入れの拡大があり、これらに全力で取り組むためである。今後も、児童館のもつ安全な居場所としての機能がより発揮され、子どもや保護者が安心して過ごせるよう、環境整備の促進を図る。
- c. 子育て支援の大規模事業については、こども家庭支援課などと連携した取り組みを今後、検討していきたい。

3. 3つの事業方針その②：ボランティア活動の推進と活動の基盤づくり

身近な地域での支え合い・助け合い活動を支えるために、新たなボランティア活動の担い手の発掘、活動開始のきっかけづくりに取り組む。また、ボランティアへの活動支援および区民への福祉活動への理解を進める啓発活動を行う。

(1) 兵庫区ボランティアセンターの運営

(2) ボランティア対象の研修・講座の開催

(3) 福祉教育の推進

ア. 区内の小・中学校に対する福祉教育の支援

イ. 子ども向け福祉体験・手話教室の開催(夏休み、春休み)


ウ. 小学生を対象とした福祉教育教材の活用促進
(ふれあい福祉講座との連携)

(4) ボランティア活動の広報（ボランティアの紹介、作品展等の開催）

4. 3つの事業方針その③：地域を支える福祉のこころづくりと援助活動

共同募金運動をはじめとするさまざまな社会貢献活動をとおして、「思いやり」・「助け合い」などの福祉の心を育むとともに、福祉に対する区民の意識向上に取り組む。また、生活課題を抱える住民に対して、相談・援助活動を実施する。


(1) 社会貢献活動の広報・啓発

-  ア. 共同募金運動の推進と共同募金配分金事業の実施
 - (ア) 赤い羽根共同募金
 - (イ) 歳末たすけあい募金


イ. 善意銀行の運営


(2) 啓発事業

「やさしさと思いやりのまち 兵庫」を目指し、区民や行政との協働による、福祉のこころづくりに取り組む。

-  ア. 「ふれあい兵庫 福祉・健康フェア」の開催
 - 期日 平成28年10月15日（土）湊川公園
 - 内容 福祉団体や地元団体等によるステージ
バザー、医療・健康相談、手話・点字・車いす体験

イ. 「やさしさと思いやりの教育」の推進

-  ウ. 「福祉講演会」の開催

-  エ. 「ハートンふれあい作品展」（障がい者作品展）の開催

(3) 相談・援助事業の推進

ア. 生活福祉資金貸付事業の実施

イ. 心配ごと相談所の運営

毎月第1・3金曜日（祝日、年末年始除く）13：30～15：30

(4) 広報・情報提供事業



ア. 区社協だより「さんぽみち」の発行（年2回）

イ. 区社協ホームページの運営 (URL：<http://hyogoku-shakyo.or.jp>)

ウ. 広報紙「こうべ」による区社協事業の広報

エ. 高齢者情報紙「いきいきタイムズ」の監修・発行協力(年6回)

オ. 子育て情報紙「おててつないで」の発行(年11回)